

令05原機(科保)084
令和5年12月26日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

原子炉設置の許可に係る変更について(届出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名	理事長 小口 正範

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

3. 変更の内容

平成30年10月17日付け原規規発第1810173号をもって原子炉設置変更許可を受け、平成30年11月13日付け30原機(科保)097、平成31年1月25日付け30原機(科保)122、平成31年4月26日付け31原機(科保)016、令和元年10月29日付け令01原機(科保)041、令和元年12月20日付け令01原機(科保)057、令和2年4月23日付け令02原機(科保)021、令和2年7月30日付け令02原機(科保)049、令和2年10月30日付け令02原機(科保)092、令和3年1月27日付け令02原機(科保)126、令和3年4月27日付け令03原機(科保)019、令和3年8月19日付け令03原機(科保)044、令和3年10月29日付け令03原機(科保)062、令和4年3月29日付け令03原機(科保)097、令和4年4月25日付け令04原機(科保)036及び令和4年7月29日付け令04原機(科保)072をもって変更を届け出、さらに令和4年8月29日付け原規規発第2208291号をもって原子炉設置変更許可を受け、令和4年10月24日付け令04原機(科保)097、令和5年3月13日付け

令04原機（科保）137、令和5年5月12日付け令05原機（科保）023、令和5年6月23日付け令05原機（科保）036及び令和5年10月5日付け令05原機（科保）060をもって変更を届け出た放射性廃棄物の廃棄施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更の理由

第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置に係る工事計画について、工事開始時期が明確となったため、「(3)工事予定時期が明確になった項目」の工事、検査の予定を「令和5年12月中に開始し、令和6年3月中に完了予定」から「令和6年1月中に開始し、令和6年3月中に完了予定」に変更する。

以上

(2)既に工事を開始しており、工事時期が明確である項目
(該当なし)

(3)工事予定時期が明確になった項目

年度 項目	令和5												令和6											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第2廃棄物処理棟 アスファルト固化 装置等の配管等閉 止措置													工事、検査※1											
・第2廃棄物処理 棟のセル排風機 に係る動力ケー ブルの更新 ・管理区域外への 漏えい防止及び 溢水防止対策 ・放射線管理設備 の耐震性能確認 ・第2廃棄物処理 棟の接地極の更 新													工事、検査※2											

※1 令和5年12月中に開始し、令和6年3月中に完了予定

※2 令和6年4月中に開始し、令和6年9月中に完了予定

(2)既に工事を開始しており、工事時期が明確である項目
(該当なし)

(3)工事予定時期が明確になった項目

項目	令和5												令和6											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第2廃棄物処理棟 アスファルト固化 装置等の配管等閉 止措置																								
<ul style="list-style-type: none"> ・第2廃棄物処理棟のセル排風機に係る動力ケーブルの更新 ・管理区域外への漏えい防止及び溢水防止対策 ・放射線管理設備の耐震性能確認 ・第2廃棄物処理棟の接地極の更新 																								

※1 令和6年1月中に開始し、令和6年3月中に完了予定

※2 令和6年4月中に開始し、令和6年9月中に完了予定